別添３

認知症対応型共同生活介護事業所による
通院の付添費の徴収について

【質問】

　認知症対応型共同生活介護事業所による通院の付添費の徴収は認められるのか。

【回答（県経由厚生労働省より）】

　ケアプラン等を考慮して、通院が必要な方について、通院は日常生活上の世話に該当し、基本サービス部分に含まれている。そのため、日常生活上の範囲での通院の付き添いについては、付き添い料や交通費をとるのはそぐわない。

　日常生活上の範囲を超えた通院については、契約によって交通費をとることは可能。ケアプラン等を考慮して、通院が不要な方についてどうしても通院の付き添いがほしいとのことであれば、保険外サービスで付き添い料等の設定もありうる。

【根拠等】

大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
第１２０条第２項

　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。